

平成20年7月14日

住宅瑕疵担保責任保険法人指定の取得について

ハウスプラス住宅保証株式会社
代表取締役 上田 裕司

当社は、本日7月14日付をもって、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律に基づき、国土交通大臣より住宅瑕疵担保責任保険法人として指定を受けましたのでお知らせいたします。

今後は、保険法人としての業務の開始に向けて、業務規程等の認可を受けることとなり、具体的な業務内容については当該認可を受けた後すみやかにお知らせいたします。なお、事業開始日は平成20年8月1日を予定しております。

「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」は、平成21年10月1日以降に引き渡される新築住宅について、建設業者及び宅地建物取引業者に瑕疵担保責任保険への加入又は保証金の供託の方法による資力確保を義務づけています。

国土交通省記者発表資料 http://www.mlit.go.jp/report/press/house04_hh_000014.html

以上